

西宮市遊泳用プール指導要綱

第1 趣旨

この要綱は、多数人が利用する遊泳用プールにおいて衛生を確保する観点から、届出、水質基準、施設基準、維持管理基準及び報告について定めるものである。

第2 適用対象

この要綱のうち水質基準、施設基準及び維持管理基準は、すべての遊泳用プールを対象とする。届出及び報告は、プール本体の水の容量の合計が 100m³以上の遊泳用プールを対象とする。

また、プールの安全に関しては、「プールの安全標準指針」(平成 19 年 3 月文部科学省及び国土交通省策定)による。

なお、学校における水泳プールは、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づき衛生管理が実施されていることから、本要綱の適用対象外とする。

第3 届出

1 設置届

遊泳用プールを設置しようとする者は、遊泳用プール設置届(様式第 1 号)により、保健所長に届出なければならない。

2 変更、休止及び廃止届

設置者は、届出事項に変更を生じたとき、若しくは、休止又は廃止したときは、遊泳用プール届書(様式第 2 号)により、速やかに保健所長に届出なければならない。

第4 水質基準

1 水質基準

(1) 水素イオン濃度は、pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること。

(2) 濁度は、2 度以下であること。

(3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L 以下であること。

(4) ア 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L 以上であること。また、1.0mg/L 以下であることが望ましいこと。

イ 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合、プール水の二酸化塩素濃度は、0.1mg/L 以上、0.4mg/L 以下であること。また、プール水の亜塩素酸濃度は、1.2mg/L 以下であること。

(5) 大腸菌は、検出されないこと。

(6) 一般細菌は、200CFU/mL 以下であること。

(7) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね 0.2mg/L 以下が望ましいこと。

2 検査方法

(1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタン

の測定は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。

（ 2 ）遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD 法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

（ 3 ）大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

3 その他

（ 1 ）オゾン消毒又は紫外線消毒を塩素消毒に併用する場合にも、水質基準の（ 1 ）～（ 7 ）（（ 4 ）イは除く。）に定める基準を適用するものであること。

（ 2 ）海水又は温泉水を原水として利用するプールについて、常時清浄な用水が流入し清浄度が保てる場合には、水質基準の（ 4 ）に定める基準については、適用しなくてもよいこと。

また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、水質基準の（ 1 ）～（ 4 ）（ 6 ）及び（ 7 ）に定める基準の一部については適用しなくてもよいこと。

第 5 施設基準

1 総則

プール設備及び付帯設備は、遊泳者等が快適かつ衛生的に利用でき、プールの利用形態や利用者数に見合ったものであること。とりわけ、特定の時期に利用者が集中するプールについては、そのピーク時に見合った設備を備えること。

また、これらの設備は、運用、点検整備、清掃等が安全かつ容易にできるように設置されていること。

さらに、貴重な水資源を効率的に利用でき、省エネルギーにも配慮した設備であることが望ましいこと。

なお、会員制プールなど利用者を限定する性格のプール以外のプールについては、できる限り幅広い国民の利用に応じられる構造設備を備えること。

2 プール設備

（ 1 ）プール本体

不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

また、遊泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

（ 2 ）給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。

また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

（ 3 ）消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃

度、以下同じ。)が均一になるよう注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。なお、液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

ウ オゾン消毒を併用する場合は、オゾン注入位置が循環ろ過装置又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(4) 浄化設備

循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。

なお、取水口等ではできるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。

ア 循環ろ過装置の処理水量は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し少なくとも1時間当たり6分の1の処理能力を有することとし、夜間、循環ろ過装置を停止するプールにあつては、少なくとも1時間当たり4分の1の処理能力を有すること。

イ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること(0.1度以下が望ましいこと。)。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

(5) オーバーフロー水再利用設備

オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の污水が混入しない構造とすること。

唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であつて、そのオーバーフロー水を再利用する場合は、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(6) 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用するプールについて、常時清浄な用水が流入し清浄度を保てる場合には、(3)及び(4)に定める基準の一部について適用しなくてもよいこと。

3 付帯設備

(1) 更衣室

ア 男女を区別し、双方及び外部から見通せない構造とすること。

イ 床は不浸透性材料を用い、清掃しやすい構造とすること。

ウ 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管する設備を設けること。

エ 換気設備を設けること。

(2) 洗浄設備

シャワー及び足洗い場(足の洗浄が可能なシャワーで代替しても差し支えない。)等の洗浄設備を設けること。これらの設備は更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等プールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造とすること。

また、シャワー水等洗浄設備で用いた水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

(3) うがい設備、洗面、洗眼設備及び上がり用シャワー

プールサイドに、うがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。また、洗面、洗眼できる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設けること。

これらは、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置すること。また、飲用に適する水が供給されるものであること。

(4) 便所

ア 男女を区別した水洗式便所を規模に応じた必要数設置すること。

イ 床は不浸透性材料を用い、清掃しやすい構造とすること。

ウ 手洗い及び消毒設備を設けること。

エ 換気設備を設けること。

(5) くずかご

適当な場所に十分な数を備えること。

(6) 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールには、利用に支障がないよう照明設備を設置すること。

(7) 換気設備

屋内プールには、換気設備を設置すること。

(8) 消毒剤等保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。施錠可能な設備が望ましいこと。

(9) 採暖室及び採暖槽

プールに付帯して採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

(10) その他の設備

高齢者、障害者その他ハンディキャップを持つ人々が安全かつ快適に利用できるよう構造、設備等の整備に努めること。

第6 維持管理基準

1 総則

遊泳者等が快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を第4の1の水質基準で定める状態に常に維持するとともに、プール設備及び付帯設備を常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。

また、施設内の衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置を講ずるなど、プールの維持管理上必要なことについて、利用者の理解と協力を求めること。

2 管理責任者及び衛生管理者

プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者をおくこと。

また、プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者をおくこと。衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生に関する知識及び技能を有する者を充てること。

なお、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者が衛生管理者を兼ねることができることとする。

3 維持管理

(1) プール設備及び付帯設備

ア プール設備及び付帯設備は、常に清潔で、かつ使用に適する状態に維持すること。

イ プールサイド、更衣室(ロッカーを含む。)、便所等は、随時点検を行うとともに毎日1回以上清掃すること。

また、更衣室及び便所は、月1回以上衛生害虫の駆除を実施すること。

ウ 入替え式プールは、少なくとも5日1回、プール水の全量を入れ替えることとし、利用の状況によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。また、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。

エ 浄化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化をより詳細に把握すること。

循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

オ プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、常に新規補給水量を把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。

なお、オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

カ 屋内プールについては、屋内の空気中の二酸化炭素濃度が0.15%を超えないこと。また、2箇月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。

キ 足洗い場、シャワー水(上がり用シャワー水を含む。)等に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。

ク 利用時間終了後は、直ちにプール及び付帯設備を点検し、衣類等の残留、その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないよう措置を講ずること。

ケ 1年のうちの一定の期間に使用するプールにおいては、使用開始前及び使用終了後、十分な清掃、設備の点検及び整備を行うこと。また、年間を通じて使用するプールにあつては、随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

コ 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度

による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
サ 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成 27 年 3 月 31 日付け健衛発 0331 第 7 号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。

その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年 1 回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

(2) プール水

ア プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。

イ 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。

また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

ウ プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上の測定（このうち 1 回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月 1 回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年 1 回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては 6 月から 9 月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。

利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、遊離残留塩素濃度をはじめとする水質検査の回数を適宜増やすこと。

エ ウの水質検査の結果が、水質基準に適合していない場合には、直ちに保健所長に報告するとともにその指示に従い、以下の措置を講ずること。

(ア) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

(イ) 遊離残留塩素濃度が 0.4mg/L を下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上としてから遊泳を再開すること。

(ウ) 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4mg/L を下回った場合には(イ)の措置を講ずること。また、0.4mg/L 以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

(エ) 二酸化塩素を消毒に用いる場合の(イ)及び(ウ)の適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が 0.4mg/L を超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1.2mg/L を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

オ プール水の温度は、原則として 22 以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。

(3) 利用の管理

ア 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。

また、単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

イ 他の遊泳者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるもの(動物を含む。)をプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合は、プールを汚染しないようにさせること。

ウ 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

エ 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

(4) その他

ア プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、遊離残留塩素濃度、設備の点検及び整備の状況、新規補給水量、利用者数、事故の状況等を記録し、これを 3 年以上保管すること。

イ プールに使用する消毒剤は、他の薬剤と混和しないよう適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及び労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に規定される危険物に該当する場合は、これらの法律等に定める規定を遵守すること。

なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れること等による危害を防止するため、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)及び労働安全衛生法等の関係法規に定める規定を遵守し、適切に管理すること。

第7 報告

1 水質検査結果

設置者は、水質基準に定める項目について行った検査結果を、速やかに保健所長に報告しなければならない。ただし、保健所において検査を実施した場合はこの限りでない。

2 その他

プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに保健所長に報告し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所長に報告すること。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（改正平成 14 年 3 月 15 日）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（改正平成 19 年 6 月 8 日）

この要綱は、平成 19 年 6 月 8 日から実施する。

附 則（改正平成 23 年 5 月 27 日）

この要綱は、平成 23 年 5 月 27 日から実施する。

附 則（改正平成 27 年 4 月 28 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 28 日から実施する。

様式第1号

遊泳用プール設置届

年 月 日

西宮市保健所長様

設置者住所

氏 名

電 話

名 称	
所 在 地	電話
管 理 責 任 者	
衛 生 管 理 者	
施 設 の 種 別	・ 公 営 ・ 営 業 ・ その他 ()
使 用 水	・ 水 道 水 ・ 井 戸 水 ・ その他 ()
浄 化 方 式	・ 循 環 ろ 過 方 式 ・ 入 れ 替 え 方 式 ・ その他 () (能 力 m ³ /H)
プールの本体の 容 量	たて m × よこ m × 深 さ m 容 量 m ³
開 設 期 間 開 設 時 間	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分
利 用 料 金	
利 用 者 の 範 囲	

添付書類 付近見取図、配置図、平面図、断面図、その他必要な書類

様式第2号

遊泳用プール届書

年 月 日

西宮市保健所長様

設置者住所

氏 名

電 話

名 称			
所 在 地	電話		
届 出 事 項 変 更 届	変更年月日	年 月 日	
	変 更 内 容	新	
		旧	
休 止 届	休止期間		
	休止の理由		
廃 止 届	廃止年月日		
	廃止の理由		

添付書類 構造設備の変更の場合は変更後の図面、その他必要な書類